

## インフルエンザ防疫対策実施要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>(目的) (略)</p> <p>(実施方法) 1～2 (略)</p> <p>3 通 報 (1) (略) (2) 情報の提供 ア 保健医療課は全市の発生状況を整理し、速やかに保健所、<u>名古屋市感染症情報センター</u>、市医師会等関係機関あて通報する。 イ 保健医療課は全国の発生状況を把握するとともに、速やかに関係機関あて通報する。 ウ 保健所はア、イにより通報された全市情報、全国情報と区内の発生情報を整理し、区内の関係機関に対し速やかに情報を提供する。 <u>エ 名古屋市感染症情報センターは全市の発生状況を速やかに市民へ提供する。</u></p> <p>4 ウイルス検査</p>	<p>(目的) (略)</p> <p>(実施方法) 1～2 (略)</p> <p>3 通 報 (1) (略) (2) 情報の提供 ア 保健医療課は全市の発生状況を整理し、速やかに保健所、市医師会等関係機関あて通報する。  イ 保健医療課は全国の発生状況を把握するとともに、速やかに関係機関あて通報する。 ウ 保健所はア、イにより通報された全市情報、全国情報と区内の発生情報を整理し、区内の関係機関に対し速やかに情報を提供する。 <u>(新設)</u></p> <p>4 ウイルス検査</p>

(1) ウイルス検査の対象

保健医療課は、臨時休業の措置がとられた小学校等について、原則としてその集団が1 2月から3月の各月における初発1事例に該当する場合は、当該保健所に検査を実施するよう連絡するとともに、衛生研究所へもその旨を連絡する。なお、対象の選定にあたっては、一部地域に集中しないように配慮する。

ただし、流行状況等により、必要に応じてその他の集団についても実施することがある。

(2) 検体採取等

保健所はその集団の約10名の患者に対して様式第3号により調査を行うとともに、うがい液（または咽頭ぬぐい液）を採取し、様式第3号（4部）及び4号（1部）を添付し、衛生研究所に検査を依頼する。併せて、保健所は様式第3号（写し）を保健医療課あて速やかに送付する。

ただし、流行状況等により、保健医療課が必要と認める場合は、その他の検体の採取についても保健所へ依頼する。

(削除)

(3) 検査器材の準備及び検体採取の指導

衛生研究所は、保健所が(2)に掲げる検体を採取するに

(1) ウイルス検査の対象

保健医療課は、臨時休業の措置がとられた小学校等について、原則としてその集団が全市で初期の3事例に該当する場合は、当該保健所に検査を実施するよう連絡するとともに、衛生研究所へもその旨を連絡する。なお、対象の選定にあたっては、一部地域に集中しないように配慮する。

ただし、流行状況等により、必要に応じてその他の集団についても実施することがある。

(2) ウイルス分離

保健所はその集団の約10名の患者に対して様式第3号により調査を行うとともに、うがい液（または咽頭ぬぐい液）を採取し、様式第3号（4部）及び4号（1部）を添付し、衛生研究所に検査を依頼する。併せて、保健所は様式第3号（写し）を保健医療課あて速やかに送付する。

(3) 血清学的検査

保健所は原則として（2）に掲げるウイルス分離に加え、同一患者について急性期（発病後3日以内）及び回復期（発病後14日以降）の2回採血（各3～5ml）を行い、衛生研究所へ検体を搬入する。

(4) 検査器材の準備及び検体採取の指導

衛生研究所は保健所が(2)、(3)に掲げる検体を採取す

当たって、検査器材の準備及び検体採取における留意事項を指導する。

(4) 検査の実施

衛生研究所は、(2)に掲げる検体が搬入された場合、速やかに以下の検査方法により検査を実施する。

ア PCR法によるインフルエンザウイルス遺伝子の検出

イ 培養細胞を用いたウイルス分離

ウ その他保健医療課が必要と認める検査

(5) 結果の報告

ア 衛生研究所は、(4)による検査結果を速やかに保健医療課及び当該保健所へ通報する。

イ 保健医療課は、アによりインフルエンザウイルスを検出または分離した旨の通報があった場合、他の保健所等へ連絡する。

ウ 当該保健所は、検査結果を被検査者（保護者）及び施設長等へ通知する。

5～7 (略)

8 施行期日

本要領は平成11年11月8日から施行する。

本要領は平成12年4月1日から施行する。

本要領は平成23年4月1日から施行する。

本要領は平成24年10月15日から施行する。

るに当たって、検査器材の準備及び検体採取における留意事項を指導する。

(新設)

(5) 結果の報告

ア 衛生研究所はウイルス検査を実施するとともに、検査結果を速やかに保健医療課及び当該保健所へ通報する。

イ 保健医療課は、アによりインフルエンザウイルスを分離した旨の通報があった場合、他の保健所等へ連絡する。

ウ 当該保健所は、検査結果を被検査者（保護者）及び施設長等へ通知する。

5～7 (略)

8 施行期日

本要領は平成11年11月8日から施行する。

本要領は平成12年4月1日から施行する。

本要領は平成23年4月1日から施行する。

様式第1～2号 (略)

様式第3号

様式第3号										年 月 日	
インフルエンザ患者票										-	
患者氏名			性別	男・女	年齢	才					
住 所			区		生年月日	年 月 日					
施設名・学年・組名											
医師受診			有・無		迅速診断キットの使用		有(結果: )・無				
薬剤投与			有(薬剤名:		期間:		/ ~ / )・無				
発病月日			月 日		今期の予防接種		有( / ・ / )・無				
発病からの症状の概要	発熱(C)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	頭痛										
	関節痛										
	鼻汁										
	咳										
	咽頭痛										
	下痢										
	嘔吐										
	腹痛										
	その他										
家族の状況 1. ( ) 人家族で、り患者 ( ) 人 2. り患している兄弟姉妹の施設名・学年・組名 ( ) 3. 家族内の、り患順序 ( )											
検体採取		有	うがい液・咽頭ぬぐい液		月 日 採取						
検体採取		無	その他 ( )								
備考											
※ウイルス学的検査	PCR検査	結果	陽性 ( ) ・ 陰性								
	ウイルス分離等	方法									
ウイルス分離等	結果	陽性 ( ) ・ 陰性									

(注) ※欄は衛生研究所で記入する。

様式第1～2号 (略)

様式第3号

様式第3号										年 月 日	
インフルエンザ患者票										-	
患者氏名			性別	男・女	年齢	才					
住 所			区		生年月日	年 月 日					
施設名・学年・組名											
医師受診			有・無		薬剤投与		有(薬剤名: )・無				
発病月日			月 日		今期の予防接種		有( / ・ / )・無				
発病からの症状の概要	発熱(C)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	頭痛										
	関節痛										
	鼻汁										
	咳										
	咽頭痛										
	下痢										
	嘔吐										
	腹痛										
	その他										
家族の状況 1. ( ) 人家族で、り患者 ( ) 人 2. り患している兄弟姉妹の施設名・学年・組名 ( ) 3. 家族内の、り患順序 ( )											
検体採取		有	うがい液・咽頭ぬぐい液		月 日 採取						
検体採取		無	血液		急性期 ( 月 日採取) / 回復期 ( 月 日採取)						
※ウイルス学的検査結果	ウイルス分離等	結果	陽性 ( ) ・ 陰性								
	抗体検査	抗原									
		急性期	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
回復期	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
備考											

(注) ※欄は衛生研究所で記入する。

様式第4号

様式第4号

年 月 日

衛生研究所長様

保健所長

検体送付について

下記の検体を送付しますので、検査をお願いします。

記

1 事件の概要

- 月 日に発生した( )における集団かぜ
- その他( )

2 検体の種類及び件数

- うがい液(咽頭ぬぐい液) \_\_\_\_\_ 検体
- その他 \_\_\_\_\_ 検体

注 インフルエンザ患者票を添付すること。

様式第4号

様式第4号

年 月 日

衛生研究所長様

保健所長

検体送付について

下記の検体を送付しますので、検査をお願いします。

記

1 事件の概要

- 月 日に発生した( )における集団かぜ
- その他( )

2 検体の種類及び件数

- うがい液(咽頭ぬぐい液) \_\_\_\_\_ 検体
- 血液 \_\_\_\_\_ 検体

注1 インフルエンザ患者票を添付すること(回復期の血液の検査を依頼する場合は除く)。

注2 回復期の検体(血液)の検査を依頼する場合に、急性期の検体数と相違があるときは、その旨を上記2に明記すること。